

組合の動き

- 11・21 日本生命との懇談会（全税共業務推進について）
- 11・22 学院・短期講座開講「誤りやすい消費税事例50ポイント」（福知山）（2回目）
講師 塩見征夫先生
参加 52名
- 11・25 学院・短期講座開講「年末調整の仕方について」
講師 田中一実先生
参加 165名
- 11・25 税務便覧制作委員会開催（平成17年分税務便覧の反省会及び販売状況について）
- 12・1 京都新聞社会福祉事業団にゴルフコンペ等のチャリティーを寄託
- 12・1 地区連絡小委員会開催（一泊旅行の選定方法について）
- 12・1 保険委員会開催
大同生命（代理店協議会開催報告について）
全税共（第20回記念全税共全国統一キャンペーン表彰式について）
- 12・4～5 一泊旅行下見実施
- 12・7 学院・短期講座開講「誤りやすい消費税事例50ポイント」（3回目）
講師 塩見征夫先生
参加 160名
- 12・9 学院・短期講座開講「税理士のための会社法ポイント講座」
講師 山下真弘先生
参加 153名
- 12・16 正副理事長会・常務理事会・理事会・役員委員合同忘年会開催
於 京都ブライトンホテル
- 12・19 学院・短期講座開講「税務上の時価」（2回目）
講師 笹岡宏保先生
参加 126名

- 12・19 第20回記念全税共全国統一キャンペーン表彰式事前打合せ
- 12・28 仕事納め
- 平成18年
- 1・4 仕事初め
- 1・10 市内7税務署への年賀挨拶
- 1・10 正副理事長会開催（平成17年度後半の組合運営について）
- 1・11 近畿税理士会賀詞交歓会出席
於 ホテル阪急インターナショナル
- 1・11 編集委員会開催（第112号の編集割付）
- 1・13 近畿税理士会京都府支部連合会新春講演会・新年賀詞交歓会出席
於 京都ホテルオークラ
- 1・18 編集委員会開催（第112号ゲラ校正）
- 1・18 正副理事長会開催（行事日程について）
- 1・18 第20回記念全税共全国統一キャンペーン表彰式・懇親会開催
於 京都ブライトンホテル
- 1・20 学院・短期講座開講「贈与税と譲渡所得税の計算と実務」
講師 谷口 薫先生
参加 91名
- 1・20 編集委員会開催（第112号ゲラ再校正）

地区連絡部門一泊旅行

やすらぎと楽しさが調和した
ゆとりの2日間

うるおい物語

= 玉造温泉 =



開催日 平成18年 4月16日(日)・17日(月)

多数のご参加をお待ちしています!!

京都税理士協同組合厚生会会員のみなさまへ

総合事業保障プラン総合型・L

大同生命の定期保険 AIUの普通傷害保険

90歳までの長期保障、保険料は一定。
日本人の平均寿命をこえる90歳までの長期保障。

最高6億円の大型保障。
重責にふさわしい大型保障で、事故死亡の場合最高6億円の大型保障です。（大同生命3億円・AIU3億円）

退職金、功労金などの財源として利用。
万が一死亡された場合に、保険金を死亡退職金や弔慰金としてご利用になれます。また、中途でおやめになる場合でも定期保険の解約払戻金が受取れます。（大同生命）

* 解約払戻金は、お払込保険料累計額を下回ります。
また、ご契約時および保険期間満了時には0になります。
* 加入資格については担当者に確認ください。
◎ ご契約に際しては、所定のパンフレット・ご契約のしおりを必ずごらんください。

入院、手術の治療にも安心。
病気やケガで入院および手術をされた場合でも安心して治療していただけます。さらに、長期間の入院、生活習慣病の場合の入院も保障が得られます。（大同生命）

海外の事故・病氣も保障。
海外にも安心してご出張、ご旅行していただけます。





大同生命 **DJIDO** 大同生命

京都支社税理士共済営業部/
京都市中京区烏丸通り三条下丸 鶴頭屋町595-3
TEL 075-256-7102

AIU AIU保険会社

京都支店/京都市中京区烏丸通三条下丸 鶴頭屋町595 (大同生命京都ビル7F)
TEL 075-223-1651

F-17-1002(平成17年5月2日)

税理士協同組合の報酬自動支払制度

税理士とその関係者のために
NICHIZEI GROUP

ご利用前...

自動振替は便利だが、

- ・訪問回数が減り関与先が心配するのでは...
- ・関与先からの抵抗があるのでは...
- ・値下げのきっかけになってしまうかも...

といった懸念を少しもっていたが、

ご利用後...

心配は全くありませんでした！
世の中、口振による料金支払いは当たり前。
今では、すべての関与先に拡大しています！

No.1 の実績

いま最も多く利用されている税理士報酬専門の自動集金システムです。

全国 12,200 の税理士事務所でご利用中！ 平成17年7月現在

トリプルキャンペーン実施中! 新規ご利用者にステキなプレゼント (有効期限/平成18年4月末まで)

税理士協同組合事務代行社 お申込み、お問い合わせは、こちらまで。

株式会社 **日税ビジネスサービス** ☎ 0120-155-551

〒163-1588 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー29階 URL <http://www.nichizei.com/nbs/hs/>

京都府・京都市からのお知らせ

新年あけましておめでとうございます。

平素は、地方税の申告・納付につきまして、格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、近畿2府4県、3政令指定都市では、下記のとおり、電子申告の受付をスタートしましたので、お知らせします。

滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・
京都市・大阪市・神戸市

法人住民税・法人事業税・固定資産税 (償却資産)の電子申告について

～法人府県民税・法人事業税・法人市民税・固定資産税
(償却資産)の申告がインターネットで簡単・便利に～

「地方税電子化協議会」が運営する地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)とインターネットを利用して、平成18年1月16日には、次の地方税について、それぞれ掲げる団体で電子申告の受付をスタートしました。

■ 法人府県民税・法人事業税

- ・京都府・滋賀県・大阪府・兵庫県・和歌山県を含む43都道府県 ※
- ・奈良県は、平成18年2月中旬に開始する予定で調整中です。

■ 法人市民税・固定資産税(償却資産)

- ・京都市・大阪市・神戸市を含む政令指定都市(静岡市を除く)

電子申告手続等の詳細については、下記ホームページをご覧ください。

便利で簡単なインターネットによる法人住民税・法人事業税・固定資産税(償却資産)の申告を、ぜひご利用ください。

- ※1 大阪府・兵庫県・和歌山県では、平成17年2月から申告受付を開始しています。
- ※2 北海道・福島県は、平成18年1月30日から申告受付を開始します。

京都市からのお知らせ

■ 住民税について

◆ 給与支払報告書の提出について

平成17年中に支払った給与に係る「給与支払報告書」の提出期限は平成18年1月31日(火)です。

受給者の平成18年1月1日現在の住所の市町村に提出してください。住所が京都市にある方については、京都市役所に提出してください。

◆ 提出先

〒604-8091 京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町500番地の1 中信御池ビル4階
京都市理財局税務部法人税務課特別徴収担当

■ 平成18年度償却資産の申告の提出期限は 平成18年1月31日(火)です。

エルタックス
eLTAX

地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)の詳細につきましては、eLTAXのホームページ(<http://www.eltax.jp/>)で紹介しております。

■ eLTAXによる地方税の電子申告には、次のようなメリットがあります。

- 複数の地方公共団体に対する申告を1回のデータ送信操作で行うことができます。
- eLTAX PCdeskのチェック機能により、入力及び計算等の誤りを防止することができます。
- eLTAXに対応した民間の税務・会計ソフトで作成した申告データを利用することができます。

■ eLTAXに関するお問い合わせ先

- 電子メール eLTAXのホームページの「お問い合わせ窓口」から、問い合わせ事項等を入力してください。(24時間受付)
- 電話 0570-081459 受付時間 8:30～20:00(土日祝、年末年始を除く)
- ※全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。

滋賀県総務部税政課 電話 (0)77-524-1121

ホームページ <http://www.pref.shiga.jp/b/zeimu/>

京都府総務部税務課 電話 (0)75-414-5147

ホームページ <http://www.pref.kyoto.jp/zeimu/>

大阪府総務部税務室指導課 電話 (0)6-6941-0351

ホームページ <http://www.pref.osaka.jp/zei/>

兵庫県企画管理部企画調整局税務課 電話 (0)78-341-7711

ホームページ <http://web.pref.hyogo.jp/zeimu/index.htm>

奈良県総務部税務課 電話 (0)742-22-1101

ホームページ <http://www.pref.nara.jp/zeimu/>

和歌山県総務部総務管理局税務課 電話 (0)73-432-4111

ホームページ <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010500/>

京都市理財局税務部主税課 電話 (0)75-213-5200

ホームページ <http://www.city.kyoto.jp/rizai/zei/index.html>

大阪市財政局主税部課税課・固定資産税課

電話 (0)6-6208-8181

ホームページ <http://www.city.osaka.jp/zaisei/zei/>

神戸市行財政局主税部税制課 電話 (0)78-331-8181

ホームページ <http://www.city.kobe.jp/kobe-zei/index.html>

◆ 提出先

資産所在の区役所(支所)の固定資産税課(課税課)

平成18年1月16日(月)からインターネットによる電子申告(エルタックス)の受付が始まります。

詳細は地方税ポータルシステムのホームページ(<http://www.eltax.jp/>)をご覧ください。

◆ 対象資産

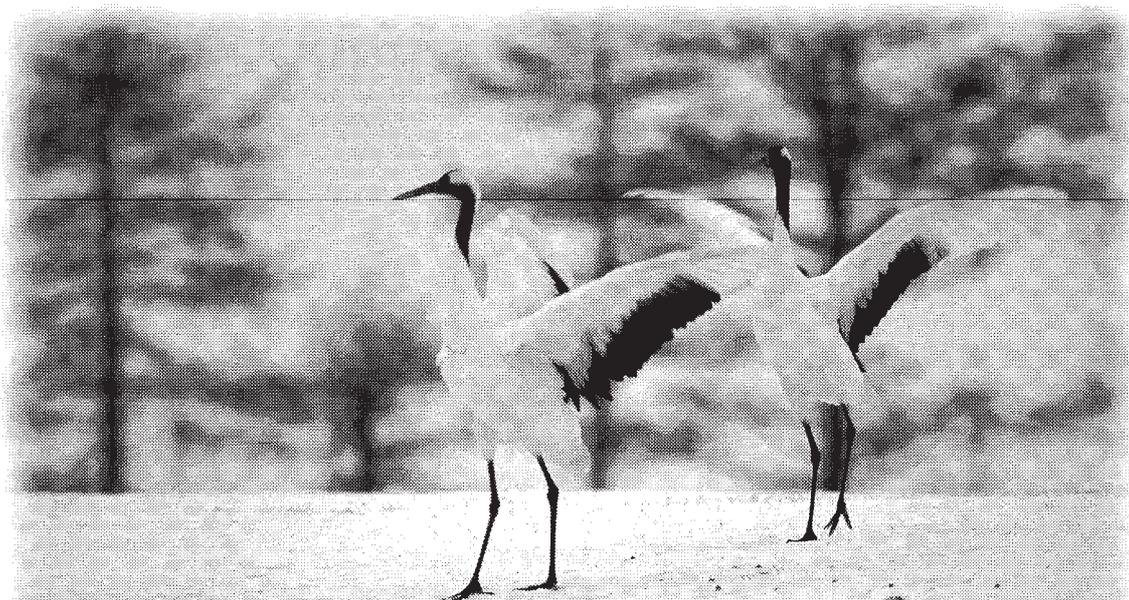
土地・家屋以外の事業用資産で減価償却の対象となるもの。ただし、自動車税及び軽自動車税の課税客体となるものについては除外されます。

◆ 中小企業等の損金算入の特例について

租税特別措置法の規定により取得価額30万円未満の少額資産を一時に損金算入された場合も、償却資産の課税客体となりますので、申告が必要です。

全国税理士共栄会だより

No. 357
(2006年 1月号)



謹賀新年



皆さま、新年明けましておめでとうございます。いよいよ新しい年、2006年の幕があげました。本年が皆さまにとって幸多い年でありますことを心から祈念申し上げます。

さて、長らく踊り場で足踏みをしていた日本経済は、ここに来てその状況から脱却し、確かな歩みを見せております。それは昨年実施した第20回記念全国統一キャンペーンの結果にも如実に現れ、本会の主力事業でありますVIP大型総合保障制度の保険料収納は昨年後半より前年同月を上回る状況を続けております。

これもひとえに全国統一キャンペーンに対する皆さまのあたたかいご理解とご協力の賜であり、改めて衷心より御礼申し上げますとともに、本共栄会といたしましても、ここで得られた成果を着実に根付かせるための努力を惜しみなく発揮して、加入者の皆さまの暮らしと事業の繁栄を応援してまいりたいと考えているところでございます。

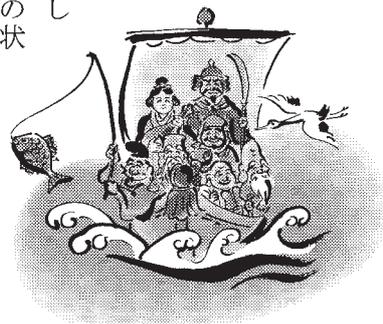
皆さまには私どもの意のあるところをご理解いただきまして、本年も本共栄会事業に対する力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成18年元旦

全国税理士共栄会

会長 久原 久

他役員一同



全編「今ハ昔……」で始まり、「トナム語り伝ヘタルトヤ」で終わる「今昔物語」は、平安時代の末に出来上がったといわれている説話集です。

三部構成になっており、第一部は天竺（印度）、第二部は震旦（中国）、第三部は本朝（日本）となっています。特に本朝篇の説話集は庶民だけでなく天皇・公卿・武者・僧侶・女房等々あらゆる階層の人々が登場し、その当時たくましく、生き生きと生活していた姿が浮かび上がっています。

田辺聖子さんは、「源氏物語と今昔物語とは貴族と庶民・優美と野生・夢と現実・教養階級と無知階級というように王朝の光と陰である」と言われています。

その本朝篇のなかの一つ、「雨宿りで逢った少女」のお話です。

「今は昔、醍醐^{みかど}の帝と申される君がおわしました。」で始まります。

醍醐^{えにし}の帝のお生まれは不思議な縁^{えにし}であります。閑院の右の大臣、冬嗣^{おとど}様の末の君である良門^{よしかど}の君の御子に高藤さまと申すお方がございました。

高藤さまが15、6歳のある日、南山科の渚の山に鷹狩りに行かれた時のことです。にわか一天かきくもり雷雨にあ

われたのです。供のもの達とも散り散りになり、舎人を一人従え、とある人家に雨宿りを



醍醐天皇陵

致したのでございます。風はいよいよ烈しく吹き、やがて日も暮れてまいりましたので、そのまま一夜の宿を借りることになりました。

ほんの少女^{たかつき}とっていいような年頃の可憐な女の子が、高杯を捧げて恥ずかしそうに遠くに座ります。その夜は御馳走を振舞われ、鷹狩りに疲れたおん身を臥されたのでございますが、高藤さまはあの少女が忘れられずお召しになり、一夜の契りをかわされたのです。

翌日京に戻られた高藤さまは、心配されていた御父君からこの後、鷹狩りに出かけてはならぬと制せられ、遠出をすることもままなりませんでした。

幾年か経ち、父君がはかなく亡くなりました。あの日、供をした舎人が田舎から上ってまいりましたので、一夜の雨宿りをした家をおたずねになりました。そこには、大人びて別人のように輝くばかりのあの少女と、傍らには5つ6つの女の子がおり、高藤さまの



編集委員 小國 泰子

姿、顔立ちにつゆたがわず、嬉しく思われるのでした。

その後高藤さまとあの少女は生涯仲睦まじく添い遂げられ、二人の男の御子にもめぐまれました。

あの少女との間にお出来になった姫君は、宇多天皇の女

御になられ、敦仁親王^{あつひと}をお産みになりました。その敦仁親王が後の醍醐天皇でございます。

あの時雨宿りをしていなかったらあの少女に会うことも無かったでしょうに。あの日鷹狩りに行かなかったら雷雨にあうことも無かったでしょうに。高藤さまが鷹狩りを好まれていなかったのなら醍醐天皇の存在は？…と思いを巡らせますと、「縁^{えにし}」とは何なのでしょう



勸修寺

いくら抗ってもそうになってしまうものなのでしょうか。等々、思いつつ醍醐辺りを歩いてみました。

雨宿りをした家の主は宮道弥益^{みやぢのいやます}といい、その地の大領^{たいりょう}であり、醍醐天皇がその邸宅址にお寺を創建し、寺号は天皇の祖父に当たる藤原高藤の諡号^{しごう}をとって「勸修寺」と名付けられたそうです。外環状線の一つ東の通り沿いにあり、夏には氷室池に睡蓮が咲き乱れるそうですが、残念ながら咲き終わった後の寒々とした氷室池でした。

外環状線をはさんで勸修寺のちょうど東向かいに醍醐天皇の御陵があります。醍醐天皇は母方の縁^{ゆかり}の地を慕わしく想われたのか、御陵の地は宮道弥益の家近くに、と言いつ残されたそうです。御陵は周囲をぐるりと歩いて回ることが出来、朝の散歩には気持ちのよさそうなところ

です。自分の縁^{ゆかり}の地、生まれ育った地に身をおくと、親



外環状線

の懐に帰ったような“ホッ”とした安心感がありますね。醍醐天皇もそのような気持ちだったのでしょ

うか。御陵をあとに帰ってきますと、いきなり現代に呼び戻されます。

車、車で溢れた外環状線が目の前に飛び込んで

きます。これも「今は昔、ここには自動車という乗り物が溢れていた道路があったそう